

資料番号	2
------	---

令和7年4月18日
課名 商工労働局経営革新課
担当者 担当課長 和田
内線 3460
担当者 課長 渡邊
内線 3320

米国関税措置に係る県の対応状況について

1 要旨・目的

米国関税措置により、県内企業の事業活動や県経済に影響を及ぼす可能性がある中、現時点における県の対応状況について報告する。

2 現状・背景

米国における日本に対する関税措置の状況は、次のとおり（4月14日現在）。

- 自動車等に対し、分野別の追加関税措置を発動。
自動車：25%（4月3日発動）、鉄鋼・アルミニウム：25%（3月12日発動）
- 世界各国からの輸入品に対して「相互関税」をかけると公表。
 - ・ 各国に一律10%の関税（「基本税率」）をかけた上で、国・地域（日本を含めた57か国・地域）ごとに異なる税率を上乗せ（「上乗せ税率」）。
 - ・ 日本には合計で24%の追加関税を適用。「基本税率」は4月5日から発動。「上乗せ税率」は4月9日から一旦発動するも、直後に90日間の停止措置。

3 県の対応状況

(1) 相談窓口の設置

米国関税措置により、影響を受ける県内中小企業等の資金繰り・経営に関する相談に応じるため、相談窓口を設置した。

設置場所	経営革新課（9時～12時、13時～17時（平日のみ））	
相談窓口	金融支援に関すること（県制度融資の紹介等）	〔金融企画グループ〕
	経営支援に関すること（生産性向上に係る支援策の紹介等）	〔経営支援グループ〕
設置日	令和7年4月8日（火）	

(2) 情報連絡会議の開催

米国関税措置を受け、県内の関係団体等との情報共有及び支援体制の連携等を目的として、情報連絡会議を開催した。

会議名	米国関税措置に係る中小企業支援機関等の情報連絡会議
日時	令和7年4月11日（金）11:00～11:50
場所	県庁北館2階 第一会議室
出席機関	〔中小企業支援機関〕 広島県商工会議所連合会、広島県商工会連合会、広島県中小企業団体中央会、 公益財団法人ひろしま産業振興機構、独立行政法人日本貿易振興機構広島貿易情報センター 〔金融機関〕 一般社団法人広島県銀行協会 〔行政機関〕 中国経済産業局、中国財務局、広島労働局、広島県

会議結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関税措置の発動から間もないこともあり、各機関への相談実績はほとんどない状況。 ○ 中小企業等においては、現時点では具体的な影響は生じていないと考えられるものの、先行きが不透明であり不安を募らせている状況であると見込まれる。 ○ 今後とも状況注視が必要であるため、随時この会議を開催し、情報共有を継続的に進めていく。 <p>〔出席機関からの主な意見等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業等のマインドが冷え込むことへの不安の声が多い。当面は運転資金の確保が必要であり、金融機関の万全の協力を期待している。 ・ 自動車メーカーだけでなく、部品メーカーや商店街等への影響も懸念されるところであり、こういうときこそ、内需拡大や販路開拓が必要。 ・ 特別融資、雇用調整助成金などの支援制度の充実と手続の簡略化をお願いしたい。 ・ 先行きが不透明であるため、設備投資が先送りされることが懸念される。
------	---

(3) 資金繰り支援

当面、県融資制度により、県内中小企業等の資金繰りに対する支援を行う。

(例)

資金名	: 緊急経営基盤強化資金
対象者	: 経営環境変化等により売上や売上総利益率等が5%以上減少している者等
融資限度額	: 4,000万円
融資期間	: 10年以内(据置1年以内)
貸出利率	: 0.9%~1.3%(固定金利)
信用保証料率	: 0.40%~1.23%

4 今後の対応

米国の今後の関税措置や、国の関税交渉の状況を注視しつつ、情報連絡会議の場を活用して関係団体等との連携を図り、状況に応じて県内企業への適切な支援を検討していく。